

北九州市監査公表第21号
令和2年7月31日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	香月 耕治
同	河田 圭一郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 井上 勲（令和2年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治、同 河田 圭一郎により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、公営競技局及び農業委員会の平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

令和元年11月7日から令和2年5月14日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 概算払いの精算について

(M I C E 推進課)

平成30年度に概算払で支出した補助金、負担金について、概算払受領者から実績報告書等用務終了の報告書の提出は受けていたが、所属長の履行確認を含め精算処理が放置され、会計管理者への報告も行われていないものがあった。

市会計関係事務手続説明書では、概算払精算の処理手続として、概算払受領者から用務終了の報告を受け、履行確認を行い、支払精算書を作成し、決裁を受けることとされている。

また、市会計規則では、概算払精算書または実績報告書の提出を受けたときは、支払精算書により会計管理者に報告しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理

(ア) 預金通帳の管理について

(農林課)

市が事務局となっている北九州市農林水産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）について、平成9年度以降活動休止状態であったが、協議会の預金通帳に残高があることを把握していなかった。また、口座名義人の印鑑を紛失していた。

市職員不祥事防止マニュアルでは、不祥事防止委員（各課の庶務担当の係長）は、「財務会計事務チェックシート」により、月1回、「預金通帳の出納状況及び残高の確認を定期的に行っているか」等の項目について点検を実施し、結果を所属長へ提出することとなっている。

適正な事務処理をされたい。

(2) 公営競技局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 収入事務

(ア) 債権管理について

(競輪事業課、ボートレース事業課)

施設貸付料や光熱水費の徴収事務について、債務者へ督促状を送付していない、催告を行っていない等、債権管理が適正に行われていないものがあつた。

また、督促状の送付や催告の方法等、滞納整理の手順を定めた業務マニュアルを作成していなかった。

地方自治法施行令では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、市債権管理に関する基本方針では、督促・催告の早期実施などに取り組み、新たな未収債権の発生を抑制するとともに、債権管理に関する相談体制やマニュアルの整備等を行うことにより、職員による適正な債権管理を効果的・効率的に実施するとされている。

適正な債権管理に努められたい。

イ 財産管理

(ア) クオカードの管理について

(ボートレース事業課)

レースの広報宣伝目的で管理しているクオカードについて、受払簿に記帳している残数と実際の在庫数が一致しないもの、受払簿への払出や返却の記帳がされていないものがあつた。また、実際の在庫数を確認する定期点検も行われておらず、不適切な管理体制であつた。

市公営競技局会計規程では、主管課長は、物品を適正に管理しなければならないと定めている。市職員不祥事防止マニュアルの財務会計事務チェックシートでは、「金券類（有料道路回数券、駐車場回数券、バスカード、ハイウェイカード、切手等）については、台帳の記帳を行い、台帳残高と在庫の確認を定期的に行っているか」となっている。

換金性の高いクオカードの取り扱いについては、事故防止の観点からも、管理体制を見直し、より一層適正な事務処理を行うよう努めら

りたい。

(3) 農業委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。